

——— ソーシャルローン評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. ———

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりソーシャルローン評価の結果を公表します。

社会医療法人誠光会の 長期借入金に Social 1 を付与

評価対象	：	社会医療法人誠光会 長期借入金
分類	：	長期借入金
貸付人	：	株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする協調融資団
実行額	：	115億5800万円
実行日	：	2021年3月31日
最終返済日	：	2028年3月31日
返済方法	：	元金均等返済
資金使途	：	病院建設資金に係るリファイナンス

<ソーシャルローン評価結果>

総合評価	Social 1
ソーシャル性評価（資金使途）	s1
管理・運営・透明性評価	m1

第1章：評価の概要

社会医療法人誠光会は、草津総合病院、淡海ふれあい病院、草津介護医療院、南草津健診センター、介護老人保健施設草津ケアセンター、草津看護専門学校を運営しており、またグループ法人には、特別養護老人ホーム「えんゆうの郷」等を運営する社会福祉法人誠光福祉会がある。誠光会は、1980年に医療法人・誠光会を設立して以来、理念として「誠心誠意を尽くし、一隅を照らす光のごとく人々に幸せをもたらす活動を行う」を掲げ、人口が急増している滋賀県草津市内の医療施設の不足を補うとともに地域医療の安定化を図るため、病床を増やし医療資源の確保を行ってきた。また、2008年には社会医療法人の

認定を受け、その要件である 5 事業 5 疾病¹⁾の医療連携体制についても重点的に整備し、より地域に根ざした医療提供を行っている。

今般の評価対象は、誠光会が調達する長期借入金（本借入金）である。本借入金による調達資金は、誠光会が運営する草津総合病院、淡海ふれあい病院および草津介護医療院の病院建設資金に係るリファイナンスへ全額充当される。本借入金の資金使途は、社会医療法人の医療体制の基盤を築く病院建設であることから、社会改善効果が高いと JCR は評価している。当該資金使途は、ソーシャルボンド原則（2020年版）²⁾のプロジェクト分類のうち「必要不可欠なサービスへのアクセス（医療・介護）」に該当し³⁾、社会的便益をもたらす対象となる人々は、「草津総合病院、淡海ふれあい病院および草津介護医療院が医療・介護サービスを提供する地域の人々」である。持続可能な開発目標（SDGs）においては、目標 3「すべての人に健康と福祉を」への貢献が期待される。また、日本政府の健康・長寿に係る政策とも整合的である。なお、当該資金使途に係る環境等へのネガティブな影響については、適切な配慮がなされている。

JCR は、誠光会が本借入金の調達を通じて実現しようとする目標として、上記の理念や社会医療法人としての役割とも整合する、地域医療の安定化を企図していることを確認した。また、誠光会の定める「社会医療法人として地域医療の安定化に資するための病院建設」等の適格クライテリアは、それらを満たす病院建設に地域医療への大きな貢献が期待されることから、当該目標に照らしても適切である。さらに、プロジェクトの選定プロセスでは、担当部署による適格クライテリアへの適合性の検討等を経て、理事長を議長とする法人意思決定会議にて最終決議が行われており、経営陣が適切に関与している。なお、本借入金に係る目標、選定基準およびプロセスは、本評価レポートおよび本借入金の貸付基本合意書添付資料で開示されることから、貸付人等に対する透明性が確保されている。資金管理については、本借入金による調達資金の充当計画が適切に策定され、その下で当該資金が確実にソーシャルプロジェクトへ充当されること、また当該充当状況の追跡管理とその内部統制が適切に図られていること、そして未充当資金は発生しない見込みであることから、本借入金に係る資金管理は妥当であり透明性も高い。また、レポートについては、資金の充当状況と社会改善効果のどちらも、貸付人等に対して適切に開示される計画である。さらに、組織の社会的課題への取り組みについては、誠光会の経営陣が社会的課題を重要度の高い優先課題として位置付け、誠光会の擁する医療の専門家である医師・看護師等や外部機関との連携によって、地域医療の安定化を推進していると言える。以上より、JCR は本借入金による調達資金に係る管理・運営体制が適切であり、透明性も確保されていると評価している。

これらの結果、JCR は本借入金について、JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金使途）」を“s1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とし、「JCR ソーシャルローン評価」を“Social 1”とした。評価結果については次章で詳述する。本借入金は、ソーシャルボンド原則において求められる項目について基準を満たしており、SDGs および日本政府の SDGs に対する具体的施策にも合致すると考えられる。

¹⁾ 「救急医療」、「災害医療」、「へき地医療の支援」、「周産期医療」および「小児医療」の 5 事業、ならびに「がん」、「脳卒中」、「急性心筋梗塞」、「糖尿病」および「精神疾患」の 5 疾病。

²⁾ ICMA (International Capital Market Association) Social Bond Principles 2020 (<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/June-2020/Social-Bond-PrinciplesJune-2020-090620.pdf>)

³⁾ ソーシャルボンド原則は、ICMA が自主的に公表している原則であって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものではなく、また明示的に融資を対象とした原則ではないが、ソーシャル性等を判断するためのグローバルに統一された基準として参照する。

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:ソーシャル性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本借入金の資金使途の100%がソーシャルプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:ソーシャル性評価は、最上位である『s1』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な社会改善効果をもたらすソーシャルプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途において環境・社会へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響が組織内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかを確認する。最後に、資金使途のSDGsとの整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

資金使途の概要

本借入金の資金使途は、誠光会が運営する草津総合病院、淡海ふれあい病院および草津介護医療院の病院建設資金に係るリファイナンスである。当該病院は滋賀県草津市矢橋町に位置し、2006年に竣工した。誠光会は、当該病院のその後の増築を含む建設資金として借入金を都度調達し、リファイナンスを適宜続けてきた。本借入金は、ルックバック期間を4年とし、2017年以降に実行された借入金に係るリファイナンスを資金使途としている。

a. プロジェクトの社会改善効果について

- i. 本借入金は、資金使途の100%が社会医療法人の病院建設資金に係るリファイナンスであり、高い社会改善効果が期待される。

【社会医療法人の概要⁴】

社会医療法人は、

- 医療提供体制に関して都道府県や市町村、公的病院の機能を代替するものとして
- 公的医療機関と並ぶ5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））を担う主体として
- 国・都道府県・市町村と並ぶ「地域医療支援病院」の開設主体として

位置付けられている医療法人制度である。

公益性の高い医療は自治体病院等を中心に行われていたが、自治体病院等は医師の偏在、長年の高コスト体質などの影響で赤字体質となり、当該医療を維持していくことが困難となっていた。そのため、自治体病院等に代わって医療法人が地域医療の主役となることで、そのノウハウを活かして効率的に公益性の高い医療に取り組めるとの考えから、2007年に公益性の高い医療法人として「社会医療法人」が創設された。社会医療法人は、公益性の高い医療に伴うロスをカバーできるようにするため、社会福祉事業や収益業務も認められている。

⁴ 一般社団法人 日本社会医療法人協議会 ウェブサイト (<https://nishakyo.or.jp/seido.html>)

滋賀県草津市は、全国と同等のスピードで高齢化率が高まることと同時に、市外から多くの子育て世代や学生等が流入し続けており、高齢者医療と小児・周産期医療がともに必要となる特異な地域である。このような医療・介護需要を背景として、滋賀県で唯一の社会医療法人である誠光会は、草津総合病院等において、「地域における 21 世紀超高齢化社会とそれを支える世代の医療・介護を支援する中核病院となる」べく取り組んでいる。また、新型コロナウイルス感染症対策では、発熱外来や PCR 検査センターを県内でもいち早く開設し、検査から受診まで可能な体制を築くとともに、コロナ病床を 2021 年 3 月時点で 20 床確保し、県内での医療資源確保にも尽力している。

本借入金の資金使途は、社会医療法人である誠光会の医療体制の基盤を築く病院建設資金に係るリファイナンスであることから、社会改善効果が高いと JCR は評価している。

- ii. 本借入金の資金使途は、ソーシャルボンド原則のプロジェクト分類のうち「必要不可欠なサービスへのアクセス（医療・介護）」に該当し、社会的便益をもたらす対象となる人々は、「草津総合病院、淡海ふれあい病院および草津介護医療院が医療・介護サービスを提供する地域の人々」である。

b. 環境・社会に対する負の影響について

誠光会は病院建設にあたり、周辺農地の農作物の生育に支障をきたさない照明器具の採用や、建設予定地にある里道水路の付け替え対応、周辺農地への雨水流入・日照・臭いに係る配慮を行ってきた。なお、建設工事に伴う騒音については、周辺が農地であるため対策は不要であった。JCR は、環境等に対するネガティブな影響について、適切な配慮がなされていることを確認した。

c. SDGs との整合性について

JCR は、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、本借入金の資金使途が以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価している。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

ターゲット 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。

また、本借入金の資金使途は、日本政府が SDGs 達成目標として掲げる「SDGs アクションプラン 2021」のうち、以下の項目に整合していることを確認した。

「SDGs 実施指針」の 8 分野に関する取組の具体化・拡充策			
施策概要		ターゲット	指標
②健康・長寿の達成	新型コロナウイルス感染症危機に対する取組		—

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画通りの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本借入金を通じて実現しようとする目標、ソーシャルプロジェクトの選定基準およびそのプロセスの妥当性、ならびに一連のプロセスが、適切に貸付人等へ開示されているか否かを確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

誠光会は、1980年に医療法人・誠光会を設立して以来、理念として「誠心誠意を尽くし、一隅を照らす光のごとく人々に幸せをもたらす活動を行う」ことを掲げ、人口が急増している草津市内の医療施設の不足を補うとともに地域医療の安定化を図るため、病床を増やし医療資源の確保を行ってきた。また、2008年には社会医療法人の認定を受け、その要件である5事業5疾病の医療連携体制についても重点的に整備し、より地域に根ざした医療提供を行っている。

本借入金は、誠光会の医療体制の基盤を築く病院建設に係る資金を調達するものである。JCRは、誠光会が本借入金の調達を通じて実現しようとする目標として、上記の理念や社会医療法人としての役割とも整合する、地域医療の安定化を企図していることを確認した。

b. 選定基準

誠光会は、理事会で承認した本借入金に係るソーシャルファイナンス・フレームワークにおいて、適格クライテリアを以下の通り定めている。

- 社会医療法人として地域医療の安定化に資するための病院建設
- 病院建設時の周辺農地への配慮
 - ①農作物への照明の配慮（生育に支障をきたさない照明器具の採用）
 - ②里道水路の確保（建設予定地にある里道水路の付け替え対応）
 - ③環境への配慮（農地への雨水流入・農地への日照・臭いの配慮）

上記適格クライテリアは、それらを満たす病院建設に評価フェーズ1で確認したような地域医療への大きな貢献が期待されることから、上記目標に照らしても適切であるとJCRは評価している。

c. プロセス

誠光会では、草津総合病院、淡海ふれあい病院および草津介護医療院の病院建設について、財務課の担当者が適格クライテリアへの適合性を検討し、評価および選定を行った。そのうえで、理事長を議長とし、病院長や常勤理事、副院長等で構成される法人意思決定会議にて最終決議が行われた。JCRは、プロジェクトの選定プロセスに経営陣が適切に関与していると評価している。

なお、本借入金に係る目標、選定基準およびプロセスは、本評価レポートおよび本借入金の貸付基本合意書添付資料で開示されることから、貸付人等に対する透明性が確保されていると JCR は評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、借入人によって多種多様であることが通常想定される。本借入金により調達された資金が、確実にソーシャルプロジェクトへ充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

なお、本借入金により調達した資金が、早期にソーシャルプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本借入金による調達資金は、草津総合病院、淡海ふれあい病院および草津介護医療院の病院建設資金に係るリファイナンスに対して、調達後速やかに全額充当される。従って、未充当資金は発生しない見込みである。

また、本借入金による調達資金は、誠光会の預金通帳にて管理されるとともに、財務課の複数職員によって追跡管理される。財務課職員は、会計ソフトに取引を入力し、試算表や資金繰り表を作成のうえ、本借入金に係る収支については専用の電子ファイルで管理する。これらの資料は、決算において残高証明書との突合、監事による監査および外部の公認会計士による監査を経て、理事会にて最終承認される。なお、調達資金の管理に関する文書等は、法人税法に規定される帳簿保存期間に則り、事業終了した日から 10 年間保存される。

JCR は、本借入金による調達資金の充当計画が適切に策定され、その下で当該資金が確実にソーシャルプロジェクトへ充当されること、また当該充当状況の追跡管理とその内部統制が適切に図られていること、そして未充当資金は発生しない見込みであることから、本借入金に係る資金管理は妥当であり、透明性も高いと評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本借入金の調達前後での貸付人等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

誠光会は、本借入金による調達資金を調達後速やかに資金用途へ全額充当する旨を、誠光会のウェブサイト上で開示する。また、本借入金の資金用途については、本評価レポートおよび本借入金の貸付基本合意書添付資料により貸付人へ開示する。なお、売却や滅失等の大きな状況変化があった場合には、その内容を速やかに誠光会のウェブサイト上で開示する予定である。

b. 社会改善効果にかかるレポーティング

誠光会は、本借入金の社会改善効果として以下の項目を、誠光会のウェブサイトおよびバンクミーティングにて、貸付人等へ年に1回開示する。

<アウトプット指標>

建設された病院の概要（許可病床数）

<アウトカム指標>

建設された病院によって提供される医療サービスの種類

年間入院患者数、外来受診者数等

雇用された地域の医療従事者数

<インパクト（定性目標）>

地域の医療を支え、様々な疾病の脅威から周辺住民を守ること。

地域に雇用を創出すること。

上記の通り、誠光会が開示を予定している指標は、アウトプット・アウトカム・インパクトの3段階に分けられ、そのうちアウトプット・アウトカムは定量的であり、病院建設による社会改善効果を示すのに適切である。

JCR は、資金の充当状況および社会改善効果のレポーティングについて、貸付人等に対して適切に開示される計画であると評価している。

4. 組織の社会的課題への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、借入人の経営陣が社会的課題について、経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか、社会的課題を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、ソーシャルローン調達方針、ソーシャルプロジェクトの選定基準・プロセス等が明確に設定されているか等々を評価する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

誠光会は、草津総合病院、淡海ふれあい病院、草津介護医療院、南草津健診センター、介護老人保健施設草津ケアセンター、草津看護専門学校を運営しているほか、グループ法人には、特別養護老人ホーム「えんゆうの郷」等を運営する社会福祉法人誠光福祉会がある。誠光会は、1980年に医療法人・誠光会を設立して以来、理念として「誠心誠意を尽くし、一隅を照らす光のごとく人々に幸せをもたらす活動を行う」を掲げると共に、2008年の社会医療法人認定に伴い、その要件である5事業5疾病の医療連携体制についても重点的に整備してきた。また、誠光会は滋賀県による地域医療構想⁵、地域包括ケアシステムの構築⁶という構想のもと、総合病院機能を「急性期病院と慢性期地域支援病院へ分割し、地域の皆様から真に求められる病院に再編する」ことや、地域医療連携推進法人⁷「湖南メディカル・コンソーシアム」の活動にも取り組んでいる。

草津総合病院は、その役割として救急医療機関⁸、地域完結型医療⁹、地域がん診療連携支援病院¹⁰、災害拠点病院¹¹、地域医療支援病院¹²を掲げている。医師をはじめ多職種が連携し、それぞれの専門分野での経験や知識、技術を結集して、患者に最も適した治療を提供している。チーム医療では、患者を中心に多くの職種が協働し治療に取り組むプロセス、治癒というアウトカムをチーム全体で責任をもって完結することが重要と考え、NTS（栄養サポートチーム）、緩和ケアチーム、褥瘡対策チーム、糖尿病チームを構築し、医療の質向上に取り組んでいる¹³。また、草津総合病院は高度医療にも積極的に取り組んでいる¹⁴。腹膜播種センターは、世界でも有数の腹膜播種疾患の治療センターとなっており、全国から多くの患者（日本の約8割）が受診している¹⁵。

淡海ふれあい病院は、誠光会が地域医療構想の理念に基づき、地域の高齢者が安心して健やかに住みづけることができる地域共生社会の実現のため、新たな慢性期病院として2020年に立ち上げたもの

⁵ 超高齢社会にも耐える医療提供体制を構築するため、2014年6月に成立した「医療介護総合確保推進法」によって、「地域医療構想」が制度化された。地域医療構想は、将来人口推計をもとに2025年に必要となる病床数を4つの医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとに推計した上で、地域の医療関係者の協議を通じて病床の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制を実現する取り組みである。（公益社団法人 全日本病院協会 ウェブサイト <<https://www.ajha.or.jp/guide/28.html>>）

⁶ 厚生労働省は、2025年を目処に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築を推進している。（厚生労働省 ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiki-houkatsu/>）

⁷ 地域医療連携推進法人とは、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人を都道府県知事が認定（医療連携推進認定）する制度である。（厚生労働省 ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000017753.html>>）

⁸ 二次救急医療機関として、内科系・外科系で時間外、休日や祝日も含め365日24時間、救急患者の治療にあたっており、現在では県内有数の救急搬送件数を誇っている。

⁹ 急性期から回復期、介護療養まで、地域の診療所や病院と緊密に連携し、地域住民の要望に応じている。

¹⁰ 滋賀県がん対策推進計画に基づき、専門的ながん診療機能の充実を図るための指定を受けている。専門的ながん診療機能の充実を図るため、遠隔病理診断の体制整備や診断、治療機器の充実等、地域がん診療連携拠点病院に準ずる機能を有する病院として、地域における連携を図りつつ、質の高いがん医療を受けることができる体制を整えている。

¹¹ 自然災害時や多重傷病者発生時等における災害医療の要としての働きを担っており、全国レベルの災害派遣医療チーム（日本DMAT）を整備している。

¹² 地域医療において医療機関の機能の役割分担と連携をするため、一次診療は原則として地域の診療所の「かかりつけ医」で受診し、必要に応じて診療所からの紹介で草津総合病院を受診する病診連携を進めている。

¹³ 草津総合病院では、「医療版アメーバ経営」を導入している。部門別原価管理を行うことで、「時間当たり付加価値」を高めるよう業務改善に取り組み、チーム医療と医療の質向上を追求している。

¹⁴ 草津総合病院は、最新の高度医療機器を導入し、脳神経外科、頭頸部外科、循環器内科、心臓血管外科、消化器内科、消化器外科、整形外科、産婦人科等、数多くの診療科で高度な急性期医療に特化した診断・治療を提供している。

¹⁵ 腹膜播種に対する適切な治療の選択は困難であり、日本には専門的に治療する施設がほとんどない。

である。地域に根ざした「かかりつけ病院」として人々のニーズに応えるため、地域で必要とされる医療・介護の提供に取り組んでいる。「在宅復帰・在宅医療支援」、「リハビリテーション機能」、「人生の最終段階における医療・ケアの機能」の3大機能を備えた、地域に密着した多機能型慢性期病院を目指している。また、地域連携の窓口として設置した「つなぐステーション」を通して、回復期から慢性期の機能に特化した病院として、地域に貢献できるように各関係機関との連携を強化し、より質の高い医療の提供に努めている。地域の病院・診療所・クリニックだけでなく、訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・介護施設等からの相談にも幅広く対応している。

湖南メディカル・コンソーシアムは、大津・湖南両医療圏の74施設が参加する地域医療連携推進法人として、2020年4月に発足した。「大津市、草津市、栗東市、守山市、野洲市域において滋賀県が進める地域医療構想と地域包括ケアシステムの実現を目指し、切れ目のない医療・介護サービスを将来にわたって安定的に提供することを目指します。」を理念とし、医療連携推進方針のもとで、医療・介護従事者の資質向上、医療機能の相互補完、地域包括ケアの推進、参加法人の経営効率向上等に関する医療連携推進業務を、誠光会が中心となって行っている。

JCRは、これらの組織としての社会的課題への取り組みについて、誠光会の経営陣が社会的課題を重要度の高い優先課題として位置付け、誠光会の擁する医療の専門家である医師・看護師等や外部機関との連携によって、地域医療の安定化を推進していると評価している。

■評価結果

JCR は本借入金について、JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金用途）」を“s1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした結果、「JCR ソーシャルローン評価」を“Social 1”とした。本借入金は、ソーシャルボンド原則において求められる項目について基準を満たしており、SDGs および日本政府の SDGs に対する具体的施策にも合致すると考えられる。

【JCR ソーシャルローン評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
ソーシャル性評価	s1	Social 1	Social 2	Social 3	Social 4	Social 5
	s2	Social 2	Social 2	Social 3	Social 4	Social 5
	s3	Social 3	Social 3	Social 4	Social 5	評価対象外
	s4	Social 4	Social 4	Social 5	評価対象外	評価対象外
	s5	Social 5	Social 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

借入人：社会医療法人誠光会

【新規】

対象	実行額	実行日	最終返済日	評価
長期借入金	115 億 5800 万円	2021 年 3 月 31 日	2028 年 3 月 31 日	JCR ソーシャルローン評価：Social 1 ソーシャル性評価：s1 管理・運営・透明性評価：m1

(担当) 梶原 敦子・丸安 洋史

本件ソーシャルローン評価に関する重要な説明

1. JCR ソーシャルローン評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR ソーシャルローン評価は、評価対象である調達資金が JCR の定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、評価対象である調達資金の充当ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR ソーシャルローン評価は、評価対象となる調達計画時点又は調達実行時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR ソーシャルローン評価は、評価対象となる調達資金が社会的課題に及ぼす効果を証明するものではなく、社会的課題に及ぼす効果について責任を負うものではありません。評価対象となる調達資金が社会的課題に及ぼす効果について、JCR は借入人または借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR ソーシャルファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR ソーシャルローン評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR ソーシャルローン評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR ソーシャルローン評価は、評価の対象であるソーシャルローンにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR ソーシャルローン評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR ソーシャルローン評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR ソーシャルローン評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR ソーシャルローン評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR ソーシャルローン評価：ソーシャルローンにより調達される資金が JCR の定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該ソーシャルローンの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Social1、Social2、Social3、Social4、Social5 の評価記号を用いて表示されます。

■サステナブルファイナンス等の外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド発行支援者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会オブザーバー登録) ソーシャルボンド作業部会メンバー
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル